

# 食品衛生法改正のお知らせ

食品衛生法が改正され、HACCP に沿った衛生管理の制度化に続いて、営業許可制度の見直しなどが行われ、令和3年6月から手続きが必要になる場合があります。

## ここが変わります！

### ① 営業許可制度の見直し

営業許可制度の見直しにより業種が変わり、申請手続きが必要となります。

### ② 営業届出制度の創設

営業届出制度が創設され、新たに届出の手続きが必要となる場合があります。

### ③ 食品衛生責任者の設置対象施設の拡大

原則として、全ての施設に食品衛生責任者を設置する必要があります。

(改正食品衛生法に基づく営業許可施設、営業届出施設)

#### 現行

<b>【法許可業種】</b> ◆製造業、販売業、飲食業等(34業種)
<b>【福井県食品衛生条例許可・登録業種】</b> ◆製造業・加工業(許可:2業種) 魚介類行商(登録:1業種)
<b>【許可・登録業種以外】</b> ◆給食施設を除き届出等は不要



#### 改正後

<b>【法許可業種】</b> ◆製造業、調理業、加工を伴う販売業等に再編(32業種)	<b>(義務)</b> HACCP に沿った衛生管理 食品衛生責任者の設置 ※
<b>【法届出業種】</b> ◆温度管理等が必要な包装食品の販売業、冷凍冷蔵倉庫業等	
<b>【法許可・届出対象外】</b> ◆常温で保存可能な包装食品のみの販売等	

※食品衛生責任者は、HACCPに沿った衛生管理などを行う、食品衛生上の管理運営にあたる人のことです。

食品衛生責任者になるための要件は、次のとおりです。

- ・調理師、製菓衛生師、栄養士等、一定の資格を有する者
- ・食品衛生責任者養成講習会を受講した者

法改正について詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

[厚生労働省 食品衛生法改正](#)

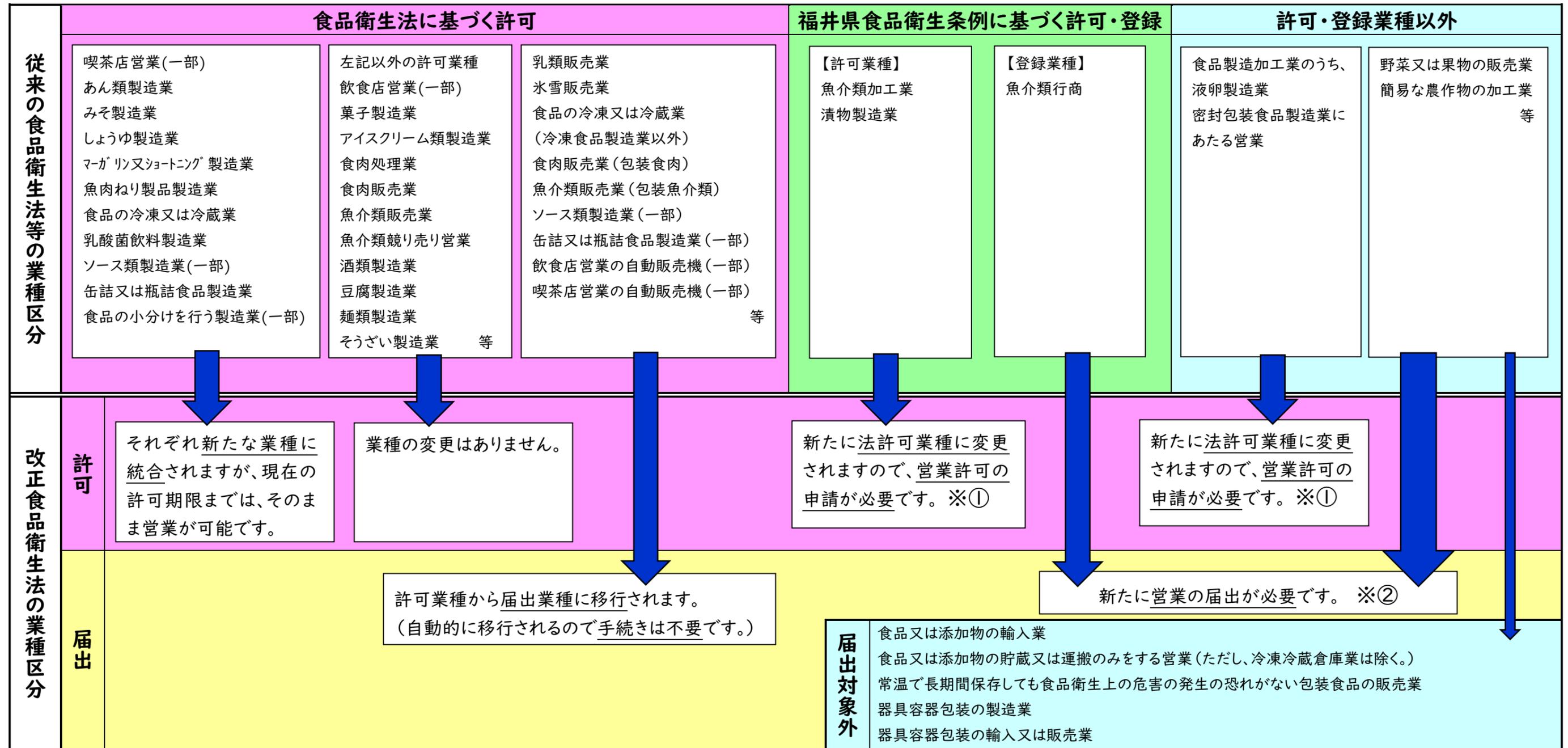
検索

問い合わせ先

福井市保健所 生活衛生室 福井市西木田2丁目8-8 TEL:0776(33)5183



◇営業許可・届出の業種区分の主な変更点の主な変更点は次のとおりです。



◇営業許可業種はどんな見直しをしたの？

- ・食中毒等のリスクや、規格基準の有無、過去の食中毒の発生状況を踏まえて、許可業種が再編されました。
  - 漬物製造業、水産製品製造業、液卵製造業等を新たな法許可業種として設定
  - 現行の許可業種のうち、食中毒等のリスクが低いと考えられる一部の法許可業種は届出の対象へ(例:乳類販売業、氷雪販売業、食肉販売業(一部)、魚介類販売業(一部))
- ・原則、1施設1許可となるように、1つの許可業種で取り扱える食品の範囲が拡大されました。
  - 例:菓子製造業を取得している施設が調理パンを製造する場合  
【現在】菓子製造業と飲食店営業 → 【改正後】菓子製造業(飲食店営業の許可は不要)
  - 例:弁当と惣菜をあらかじめ製造し、卸し販売する場合  
【現在】飲食店営業とそうざい製造業 → 【改正後】そうざい製造業(飲食店営業の許可は不要)

◇いつまでに手続きが必要？

- ※① 新たに許可業種に変更され、営業許可の申請が必要な場合  
令和3年6月1日から申請を行い、令和6年5月31日までに許可を取得してください。(3年以内)
  - ※② 新たに営業の届出をする場合  
令和3年6月1日から令和3年11月30日までに営業の届出を行ってください。(6ヶ月以内)
- 現在、食品衛生法に基づく営業許可をお持ちの方は、その許可の有効期限までに新たな許可を取得してください。

◇営業届出制度創設に伴う主な変更点は？

HACCP に沿った衛生管理を導入する必要があり、食品衛生責任者の設置も必要となります。

HACCP についてはこちらをご覧ください。

[福井市 HACCP \(ハサップ\) に沿った衛生管理](#)

[検索](#)